

- 中間報告(案)で示されている出勤に伴う報酬（出勤報酬）については、年額報酬と同様、基本的には課税対象となる見込み。
- 課税対象となる場合は、報酬の支給時点で各市町村において源泉徴収することが考えられる(※1)が、出勤手当の見直しに伴う課税関係については、所得税基本通達(※2)の記載ぶりも含め、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとする。

<※1>

源泉徴収税額表に基づいた税額：月額88,000円まで3.063% 等

<※2> 所得税法第28条《給与所得》関係 基本通達(抄)

(地方自治法の規定による費用の弁償)

28-8 地方自治法(略)第203条の2第3項《報酬及び費用弁償》の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。

(非常勤の消防団員が支給を受ける各種の手当等)

28-9 消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける各種の手当等については、次による。(昭46直審(所)19追加、昭60直法6-5、直所3-6、昭63直法6-7、直所3-8、平19課法9-9、課個2-20、課審4-32改正)

- (1) 当該非常勤の消防団員が、消防、水防等のために出勤した場合に支給を受ける出勤手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出勤の回数に応じて支給されるもの(以下この項において「出勤手当等」という。)については、28-8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。
- (2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。